

日米 I E D 民間作業部会共同声明 2014

2014 年 3 月 12 日

日米産業界は、昨年 10 月にとりまとめた共同声明¹において、両国経済の成長に向け、ICT の技術進歩への敏速な制度整備やサイバー空間の規律づくりをイノベーション活性化の戦略施策と位置付け、政策面での日米官民協力の重要性を提言した。

その後、日本においては、個人情報保護を前提としてビッグデータの収集・分析を可能とすべく、政府による「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」がまとめられ、本年 6 月に個人情報保護法の改正を含む「制度見直し大綱」の決定、2015 年の通常国会に改正法案が提出されるロードマップが示された。

政府による個人情報の収集（データ・サーベイランス）に関する議論があるなか、データ流通や利用の規制については、日米両国のみならず国際間で議論が活発化しており、イノベーション創出の前提として自由なデータ流通の維持を望む旨を明確に発信しなければ、事業展開上の大きな障害となり、今後期待される経済成長が阻まれる恐れがある。

以上の認識のもと、経団連と ACC J による日米インターネット・エコノミー民間作業部会は、以下の通り共同声明をとりまとめ、日米両政府に提言する。

1. 開かれたインターネット堅持のための協力推進

本年は、4 月にブラジルで「インターネット・ガバナンスに関するグローバルなマルチステークホルダー会合」、5 月に国連の「協力強化に関する作業部会」の勧告案審議が予定され、10 月～11 月に韓国で ITU 全権委員会議が行われる等、インターネット・ガバナンスとインターネット政策議論が活発化する。

¹ 「日米インターネット・エコノミー民間作業部会共同声明 2013」（2013 年 10 月 22 日）

日米産業界は、日米両政府がマルチステークホルダーによるコンセンサスによって、I G F (Internet Governance Forum) を中心としたインターネット・ガバナンスのための既存の枠組みを有効に活用して議論を主導することを望む。また、インターネットの先進的な利用を確保するために、政府は、コンテンツ規制、越境データフロー、データ主権問題等への関与・管理については最小限とし、規制によってイノベーションが阻害されないような環境整備に努めるべきである。

インターネット政策議論については、2012年12月のITU世界国際電気通信会議において、インターネットへの政府の関与の度合いをめぐる考え方の相違が顕在化し、国家安全保障の観点も含まれるなかで、国際的な政策協調は複雑で困難なものになりつつある。この状況を打開すべく、本年の議論においても日米両政府が協力して、国際的な場でイニシアティブをとり、アジア太平洋地域をはじめとする新興国に対して、リーダーシップの発揮を望む。

2. 個人情報保護に配慮したデータ利活用を図るための協力推進

世界の企業は、ヒト、モノ、カネに並ぶ第4の経営資源として「情報」に着目し、膨大な情報（いわゆるビッグデータ）の収集、蓄積、分析、革新的利活用策の開発競争を繰り広げている。なかでも最近注目されているのがパーソナルデータ²である。

日米両政府は、近年、個人情報保護とデータ利活用促進のバランスを取る施策を検討中である。そのため、日米両政府と日米産業界が連携・協力して、データの適切な利活用によるイノベーションと成長を促すための施策を展開すべきである。このような取り組みを通じて、アジアの他の国々にも力強いメッセージを発信していけるものと確信する。

日米産業界は、昨年来の日本におけるパーソナルデータの利活用に係る制度

² 「個人情報」が、氏名、生年月日その他の記述により特定の生存する個人を識別できる情報を指す（個人情報保護法第2条）のに対し、「パーソナルデータ」は、個人に関する情報で、個人の行動・状況等に関する情報を含む概念として捉えられている。

整備の動きを注視している。現行の制度は判断基準や適用ルールが不明確なため、消費者の不安を招き、このことが事業活動を委縮させている側面があるため、日本政府が府省庁横断的に制度整備に取り組んでいることを歓迎する。一方、新たに体制整備が検討されている第三者機関は、どのような権能を持つ機関とするのか、主務大臣が持つ権限との関係をどう整理するのか、マルチステークホルダープロセスの考え方をどう尊重するのか、外国政府や国際的な機関との間の協力にどのような役割を果たすのか等、本年6月に大綱を決定する前に、日本政府は産業界をはじめ、すべての関係するステークホルダーとの幅広い透明な議論の場を設けることを望む。

3. 情報セキュリティに関する日米協力体制の整備

サイバー空間へのアクセスが束縛されないことは、インターネットの持続的な成長とイノベーションにとって最も重要なことである。日本政府は、2013年10月に「サイバーセキュリティ国際連携取組方針」を公表し、米国など考えを同じくする国々と連携していくことを明確にしている。一方、米国政府は、アメリカ国立技術標準研究所（NIST）主導の下、自発的な取り組みを前提とする、「サイバーセキュリティ・フレームワーク」を発表し、この中で、基幹産業分野を保護するためのプロセスが示されている。こうした状況において、あらためて具体的な協力体制を構築するため、それぞれの権限と役割を定め、連携先を確認するとともに、省庁を横断した手続きや基準の明確化を進めるべきである。日米両国が緊密な連絡をとれるようになることを通じて、具体的な連携が進むようになることを期待する。

さらに、国際的なデータのフリー・フローを可能とするため、日米両政府がサイバー空間の平和利用への支持を再度表明することを求める。日米両政府は他の国々に対し、自国のサイバーセキュリティを確保するために設定された基準と調達ルールが、外国製品・サービスを差別し知的財産の保護を弱める手段として利用されることがないように求めていく必要がある。

4. 日米が協力して推進すべきテーマ

双方の産業界は、これまでの提言とその成果を礎とし、次のステップとして、連携して「ICTによって社会に新しい価値を産むテーマ」についての検討を進めていくこととしたい。具体的なテーマの例として次のことが考えられる。

(1) ICTを活用したヘルスケアサービス

世界に先駆けて超高齢社会を迎えた日本、また高齢者を多く抱える米国においては、医療・介護需給バランスの急速な変化や地域コミュニティの在り方等、従来の政策手法では対応できない社会的課題に直面している。こうした課題を解決するために、医療機関の広域連携などにおけるICTの活用のほか、近年急速に普及するスマートフォンやウェアラブル機器等によるICTの活用が極めて重要である。

(2) 先進国際都市を支えるICTプラットフォーム

日本のオリンピック招致の年(2020年)と、昨年6月に閣議決定された政府新IT戦略のなかで日本を「世界最先端IT国家」とする目標年が一致している。次期オリンピックを契機として、日本を未来のインターネット・エコノミーの実証をするショーケースとすべく、日米両政府と日米産業界が連携し、積極的な役割を果たしていくことができる。例えば、以下のようなテーマが考えられる。

- ① 新しいサービスが容易に立ち上がる環境づくり
- ② 多様なコンテンツが正当かつ活発に利用・発信される環境づくり
- ③ ICT能力を自ら高められる環境づくり

5. その他

(1) クラウドコンピューティングの促進における協力

新興国などで起こっているサーバーのローカルルールは、細分化された異なる規制が乱立することによって、世界をつなげるインターネットとしての利点

や、クラウドサービス等による自由なデータ流通がもたらす利用者利便の享受を妨げることにつながる。そのため、日米が協力してそれぞれの国や地域の文化や特徴を尊重しつつ、国際的に協調したフレームワーク構築を目指す方向に積極的に進むべきである。

また、日本では、内閣官房情報セキュリティセンターが、政府の情報セキュリティ対策のための統一基準群の策定作業を行ない、それに基づき、各省庁が個々に情報セキュリティポリシーを定めることとなっている。一方、米国での政府の情報セキュリティ対策はFISMA³法及び関連のNIST規格に基づいている。加えて、統一されたリスク管理アプローチの下に構築されているFedRAMP⁴により、クラウドサービスのセキュリティ認証が行われ、政府情報システムのクラウド化が進展し、政府関係者や国民はそのサービスの恩恵を受けている。クラウドサービスの安心感を高め、利用をさらに促進するために、日米両政府が互いの取り組みを共有して連携を進めることを求める。

(2) 電子行政推進における協力

日本において、政府CIOが法的に位置付けられたことは、省庁横断的かつ、包括的な政策立案や施策を実施するための重要な一歩であり、敬意を表したい。政府CIOが、ICTにより最小の費用で最大の満足が得られる国民目線の行政サービスに向けて取り組むことを強く支持する。今後の大きな課題は、政府と地方自治体との間にみられるICT格差の解消や円滑な連携である。2012年のインターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話にて醸成された日米両国のCIOの協力強化が望まれる。

³ FISMA (Federal Information Security Management Act of 2002) : 連邦政府機関が情報セキュリティを強化することを義務付け、NIST に対しては、そのための規格やガイドラインを義務付け

⁴ FedRAMP (Federal Risk and Authorization Management Program) : 米国政府においてクラウドサービスに対する「セキュリティ評価、認証及び継続的モニタリング」の標準的アプローチを策定した政府横断のプログラム

(3) 日本のインターネット政策の世界への情報発信

日本のブロードバンド環境整備は世界的にみても先進的であり、政府は2001年以降総理大臣を長とするIT戦略本部（現IT総合戦略本部）を置き、数次の戦略（e-Japan戦略等）を定め、ICTを活用した社会振興を図ってきたが、戦略そのものの国際展開については注力されてこなかった。政府が主導しICTによる社会振興をはかることと、その具体策は、新興国等で十分に参考になるものであり、日本政府の努力を望む。

6. おわりに

日米両政府は、インターネットを取り巻く諸問題が今後の重要な外交政策であるとの認識を共有し、これらの政策を政府内で統一実施する体制をとらねばならず、日米の同じ機能を持っている機関がさらに情報交換を密にし、協力していくことを期待する。

上記、「4. 日米が協力して推進すべきテーマ」において述べた「ICTによって社会に新しい価値を産むテーマ」の具体的な協力内容を、次回の政策協議までに検討し公表したいと考えている。日米両政府からも協力項目の構想や実現策の議論の場への参加、適切な支援を求めたい。

なお、産業界がこれまでに提言や要望をしてきた内容について、日米両政府としてどのような整理と対応がなされたのか、包括的に取りまとめ、お示しいただきたい。

〔付属資料〕

「共同声明 2013」

以上

日米インターネット・エコノミー民間作業部会 共同声明 2013

2013年10月22日
(一社)日本経済団体連合会
在日米国商工会議所

わが国において本年6月、安倍政権が閣議決定した新しいIT戦略「世界最先端IT国家創造宣言」は、政府の成長戦略の柱のひとつとなるもので、産業界の意見を踏まえてまとめられ、クラウド技術の活用促進についても言及されている。

米国では、IT産業が経済成長のドライバーとなっており、IT政策は第二期のオバマ政権における国家の優先施策として位置付けられている。

両国において、今後施策の実行や課題の克服に力が注がれるなかで、民間のイノベーションを活性化させ、インターネット・エコノミーを一層発展させるために、政策面での日米協力の重要性はさらに高まる。さらに、C B D F¹ (Cross Border Data Flows) などに関する国際的な議論が進むなか、日米両国の民間部門がアジア太平洋地域におけるルールづくりをリードしていきたい。

こうした観点から、日米産業界は今年度の政府間におけるインターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話に向け、共同声明をとりまとめ、両国政府に提言する。

1. オープンで透明なインターネットの堅持

インターネットは、イノベーションの源泉であるとともに、現在では必要不可欠な社会のインフラである。インターネットがどうあるべきか、またインターネットが存在するサイバー空間をどのように利用・活用・管理していくのかについては、日米両政府が協力して、オープンで透明なインターネットの堅持とサイバー空間の平和的利用を図るべきである。その目的に向かって両政府が一致協力し、国際的な場でイニシアティブをとり、アジア太平洋地域をはじめとする新興国に対しても、リーダーシップを発揮することを望む。特に、インターネットはあらゆる分野・業種に関わることから、日米両政府は、省庁の枠にとどまらず、総合的・一体的に取り組む体制を整えるべきである。

この観点から、現在、国際機関で検討されている事柄、たとえば国連 C S T D²（開発のための科学技術委員会）で議論されている Enhanced Cooperation（協力強化）は、新しい監視機関を必要とするような義務命令の強化・構築というアプローチではなく、協力を促す信頼の醸成を目的に議論されるべきである。また、開発途上諸国のインターネットへのアクセス拡大、自由なデータの流通、技術に関する専門的知識の獲得などにあたり、各種の支援なども、ともに取り組むべき事項であると考ええる。

2. 国際的に調和のとれたデータ越境移転ルール

インターネット上に展開されるデータサービスが国境を越え自由かつ円滑に提供されるためには、各国における自由・公正・透明な市場作りに向けた取り組みと、国際的なルールの調和が必要になる。まずは T P P³交渉の場において、日米両政府がデータ活用とプライバシー保護とのバランス、及び情報セキュリティを確保しつつ、自由かつ円滑なデータ流通に向けた積極的な取り組みを行うことを望む。国際的に提供されるデータサービスは、市場原理により選択されるべきで、保護主義的な規制によって、安全面、機能面、価格面において優れたサービスの提供が阻害・制限されることはあってはならない。

データ越境移転ルールは、国際的に調和の取れたものであるべきである。A P E Cの C B P R⁴ (Cross Border Privacy Rules system) は、制度の異なる多国・地域間での協議により合意されたものだが、このような取り組みをさらに推進し、E Uをはじめ A P E C 外の経済圏との実効性ある共通ルールへの適用を目指すことにつなげるべきである。

一方、厳格な法規制による統治を目指す E U データ保護規則案を注視しつつ、日米両政府においては、産業界に過度な負担にならないよう積極的な意見を述べていただきたい。加えて、日米両国の国内法制度を国際的な調和のとれたものに見直しをしていただきたい。これに際しては現法制の基礎であり今年改訂された O E C D 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」⁵の項目を踏まえるべきである。

3. 日米政府 C I O⁶の協力による電子政府の推進

日本では、新しい I T 戦略「世界最先端 I T 国家創造宣言」に加え、内閣情報通信政策監（政府 C I O）の根拠法やいわゆる番号法が成立した。政府 C I

Oの役割は電子政府の推進やオープンデータの拡大に留まらず、IT戦略全般の遂行とされている。産業界としては、政府関係機関が従来の縦割りを乗り越え、地方公共団体も含め、政府CIOの活動に全面的に協力することを期待する。また、産業界としても政府CIOに積極的に協力する。

米国では、オバマ政権の第二期が開始され、それに呼応する形で連邦CIOも新たなIT政策の優先事項を発表した。IT政策の中核を担う、効果的なIT投資を実現するためのポートフォリオ管理、誰もが政府のデータを利用できるデジタルガバメント戦略、そして各省庁間のセキュリティを確実なものとするCyberStat⁷や、認証システムであるFedRAMP⁸ (Federal Risk and Authorization Management Program) なども導入された。また、連邦CIO協議会を通じて各省庁CIO間の情報共有を推進するとともに、21世紀の電子政府のあり方を検討する委員会を新しく設立した。

これらの取組みの成果を日米両国の政府CIOが共有し、さらにアジア太平洋地域の電子政府の先端的な取組みとして日米両国がリードすることを期待する。

4. 安心して利用できるインターネット環境の確保

日米産業界が利用者にとって安心なインターネット環境を保つためには、民間同士が共通知を高め合う仕組みをつくる必要がある。さらに日米両政府もその仕組みを支援し、官民が一体となって、情報セキュリティに対する対応能力を高めていくことが重要である。そのためには、日米両政府および政府間において、政府機関の情報セキュリティに関する役割と権限を整理し、知識を共有する体制をつくとともに、プラットフォームの共通化、相互運用性の確保、共同研究の推進など世界をリードするようなインフラの整備が待たれる。

インターネットの世界では、新しいデバイス・ソフトウェア・サービス・適用分野などが続々誕生しており、これらの組み合わせは、情報セキュリティの脅威だけではなく、それまで考えられていなかった脅威を生み出しうる。インターネットが普及した日米両国にとっては、短期間に大規模の被害をもたらすリスクである。インターネットの悪用を防ぎ、利用者の安心感を高め、事業者にとっても望ましい環境を作り上げるために、情報セキュリティに加えて、ビッグデータの取扱い、知的財産権の保護、プライバシーの保護等について、社会的なコンセンサス形成を重視しつつ、イノベーションの創出に取り組むことが

重要である。日米両政府は、新しい脅威や課題に対して官民協力のもとに迅速に対処するとともに、関連する情報を適切に共有・公開する体制を整備・発展させるべきである。

5. 世界規模でのクラウドビジネスの促進

国境を越えた様々なサービスがクラウド上で展開されるなか、世界規模でのクラウドビジネスの促進には、日米間で国境を越えてクラウドサービスが発展できる基盤を作り、それを第三国へ展開することが必要である。具体的には、クラウドビジネスを促進する制度的な枠組み作り、海賊版対策等のデジタル流通時代のリテラシー向上、先進的サービス事業を提供する際の責任範囲の明確化等に関する日米協力、特に官民の協働が重要である。これらの協議を通じて、例えば医療、金融、エンターテインメント、レジリエントな社会等に関連する事業においてクラウドサービスが伸長することが期待される。日米両政府が上記のようなクラウドビジネスに係る基盤整備を行いつつ第三国に展開するとともに、民間が実際のビジネスを通じてクラウドの普及・利活用を促進することが求められる。

おわりに

経団連とACCJは昨年10月、「日米クラウドコンピューティング民間作業部会報告書」を取りまとめ、日米両政府への共同提案を行った。その後、両国においてクラウド技術の活用促進に向けた検討が行われ、サービスの普及・拡大に向けた環境整備が進みつつある。しかし、国や地域を容易に越えるインターネット・エコノミーのさらなる拡大が見込まれるなか、技術進歩や新サービスへの敏速な対応に向けた課題も山積しており、日米両国において共同研究や教育・訓練の推進が必要である。日米産業界は、この政策対話の継続を支持するとともに、世界経済のさらなる発展に向け、日米両国の政府と産業界が連携を深めつつ調和のとれた制度的な枠組み作りを目指し、実効的な課題解決にあたることを願うものである。

以 上

¹ C B D F (Cross Border Data Flows) : 越境データ移転。他にも様々な用語を用いることがある。例えば C B D T (Cross Border Data Transfers)、T B D F (Trans-border Data Flows) など

² C S T D (Commission on Science and Technology for Development) : 国連経済社会理事会に属し、科学技術に関する課題について助言を行うことを目的とする委員会

-
- ³ T P P (Trans-Pacific Partnership) : 環太平洋パートナーシップ
- ⁴ C B P R (Cross Border Privacy Rules system) : 越境プライバシールールシステム
- ⁵ O E C D 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」 : 複数主義的民主主義、人権尊重、開かれた市場経済という OECD 加盟国を拘束する 3 原則をサポートするため OECD 閣僚理事会の勧告として採択され、1980 年 9 月 23 日に発効したもの
- ⁶ C I O (Chief Information Officer) : 最高情報責任者
- ⁷ CyberStat : 国土安全保障省により運営される情報セキュリティプログラムを確立する手法のひとつ
- ⁸ FedRAMP (Federal Risk and Authorization Management Program) : 米国政府においてクラウドサービスに対する「セキュリティ評価、認証及び継続的モニタリング」の標準的アプローチを策定した政府横断のプログラム